

公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

令和8年2月27日

田貫湖ふれあい自然塾
自然体験ハウス運営会長

1 業務名

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 関東地方環境事務所、静岡県、富士宮市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 自然体験又は自然環境教育を行うための施設において、通年で来館者対応、自然情報及び利用情報収集発信、自然体験活動プログラム及び展示の企画、立案及び実施、広報及び宣伝、安全対策等を総合した運営業務の同種又は類似の業務の実績を、過去10年間に有すること。
- (4) 野生動植物の識別及び生態並びに自然公園の法規等についての知識を有したインタープリターとして、年間100日程度の頻度で3年間程度活動した経験と知識を有する者を3名以上配置できること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人格を有していること。

3 契約候補者の選定方法

「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する期間及び場所等

参加を希望する者は、必ず企画競争説明書の交付を受けること。

(1) 日 時

令和8年2月27日(金)～3月11日(水)

9時30分～16時30分(12時～13時は除く)

なお、田貫湖ふれあい自然塾の休館日には交付しない。

(2) 場 所

〒418-0107 静岡県富士宮市佐折 633-14

田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス

電話：0544-54-5410 FAX：0544-54-6400

E-mail：info@tanuki-ko.gr.jp

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により持参又はEメール(様式自由。件名に「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務公示内容に関する質問」と明記すること)にて受け付ける。

(1) 受付先

4(2)に同じ

(2) 受付期間

令和8年3月11日(水)までの9時30分～16時30分

(持参の場合は12時～13時を除く)

なお、田貫湖ふれあい自然塾の休館日には、持参の場合の受付はできない。

(3) 回 答

令和8年3月12日(木)17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年3月13日(金)16時30分

(2) 提出先

4(2)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による田貫湖ふれあい自然塾の休館日には、持参の場合の受取りができない。郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。なお、提出期限までに提出先に届かなかった企画書等は、無効とする。

7 企画提案会の開催

企画提案会を令和8年3月23日（月）15時半にオンライン形式で開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して、令和8年3月16日（月）17時までに連絡する。（2）上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等に基づき、企画提案を行うものとする。

8 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書募集要領」による。

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書募集要領

1 総則

表題業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、13,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

なお、この金額は人件費のみであり、展示、広報、事務費等は別途提供される。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 関東地方環境事務所、静岡県、富士宮市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 自然体験又は自然環境教育を行うための施設において、通年で来館者対応、自然情報及び利用情報収集発信、自然体験活動プログラム及び展示の企画、立案及び実施、広報及び宣伝、安全対策等を総合した運営業務の同種又は類似の業務の実績を、過去10年間に有すること。
- (4) 野生動植物の識別及び生態並びに自然公園の法規等についての知識を有したインタープリターとして、年間100日程度の頻度で3年間程度活動した経験と知識を有する者を3名以上配置できること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人格を有していること。

5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒418-0107 静岡県富士宮市佐折 633-14

田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会

電話：0544-54-5410 FAX：0544-54-6400

E-mail：info@tanuki-ko.gr.jp

(2) 受付方法

持参又はEメール（様式自由。件名に「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務公示内容に関する質問」と明記すること）にて受け付ける。

(3) 受付期間

令和8年3月11日（水）までの9時30分～16時30分

（持参の場合は12時～13時を除く）

なお、田貫湖ふれあい自然塾の休館日には持参の場合の受け付けができない。

（4）回 答

令和8年3月12日（木）17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

6 企画書等の提出書類、提出期限等

（1）提出書類

① 企画書

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営に係る業務の概要及び企画書作成事項の別添様式に基づく資料

② 経費内訳書

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務を実施するために必要な経費（人件費のみ）のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

④ 自然体験又は自然環境教育を行うための施設において、通年で来館者対応、自然情報及び利用情報収集発信、自然体験活動プログラム及び展示の企画、立案及び実施、広報及び宣伝、安全対策等を総合した運営業務の同種又は類似の業務の実績を、過去10年間に有することを確認できる資料。

⑤ 野生動植物の識別及び生態並びに自然公園の法規等についての知識を有したインタープリターとして、年間100日程度の頻度で3年間程度活動した経験を有する者を3名以上配置できることを確認できる資料。

（2）提出期限等

① 提出期限

令和8年3月13日（金）16時30分

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

5（1）に同じ

③ 提出部数

ア（1）①企画書 7部

イ（1）②経費内訳書 7部

ウ（1）③会社概要等 2部

エ（1）④ 1部

オ（1）⑤ 1部

④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、田貫湖ふれあい自然塾の開館日の9時30分から16時30分まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。
- ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 1者当たり1件の企画を限度とし、2件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

7 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を令和8年3月23日（月）15時半よりオンラインで開催する。URL、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して、令和8年3月16日（月）17時までに連絡する。なお、企画提案会は、ウェブ会議システムを用いたオンラインでの開催もありうるものとする。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等に基づき、企画提案を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

8 審査の実施

- (1) 審査は、「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務の企画書審査の手順」（別添資料1）及び「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料2）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

9 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、契約手続の完了までは、自然体験ハウス運営会との契約関係を生ずるものではない。

田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等
- 4 自然体験又は自然環境教育を行うための施設において、通年で来館者対応、自然情報及び利用情報収集発信、自然体験活動プログラム及び展示の企画、立案及び実施、広報及び宣伝、安全対策等を総合した運営業務の同種又は類似の業務の実績を、過去10年間に有することを確認できる資料。
- 5 野生動植物の識別及び生態並びに自然公園の法規等についての知識を有したインタープリターとして、年間100日程度の頻度で3年間程度活動した経験を有する者を3名以上配置できることを確認できる資料。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

令和 8 年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運營業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

「令和 8 年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運營業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長	環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所長
委員	静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課長 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課長 富士宮市環境部花と緑と水の課長 富士宮市産業振興部観光課長 (一財) 休暇村協会休暇村富士総支配人

※委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和 8 年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添資料 2）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	10 点満点	15 点満点
・優（十分満足できる）	5 点	× 2	× 3
・良（満足できる）	3 点	× 2	× 3
・可（満足できるレベルよりやや劣る）	1 点	× 2	× 3
・不可（満足できない）	0 点	× 2	× 3

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「優」の数が多き者を契約候補者とする。
- ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多き者を契約候補者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多き者を契約候補者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を自然体験ハウス運営会長へ報告し、自然体験ハウス運営会において契約候補者を確定する。

令和 8 年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

審査項目	審査基準	配点	採点			
			優	良	可	不可
1 提案事項	業務実施方針の妥当性	15 点	15	9	3	0
	業務実施方法の提案 1 の適切性	15 点	15	9	3	0
	業務実施方法の提案 2 の適切性	15 点	15	9	3	0
	独自の提案事項の適切性	15 点	15	9	3	0
	業務実施工程の妥当性	10 点	10	6	2	0
2 実施体制	管理責任者の能力、実績等	15 点	15	9	3	0
	業務従事者の配置、役割分担、能力等	15 点	15	9	3	0
	利用できる設備、システム等の適合性	10 点	10	6	2	0
	外部協力者、ネットワーク等の適切性	10 点	10	6	2	0
3 業務実績	過去 10 年間の類似調査業務の実績	10 点	10	6	2	0
	うち官公庁受注実績	5 点	5	3	1	0
4 見積価格 積算内訳	提案内容等に応じた価格の妥当性	5 点	5	3	1	0
	積算内訳の妥当性	5 点	5	3	1	0
5 説明能力	企画提案会における説明能力等	5 点	5	3	1	0
	合 計	150 点	点			

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1 / 2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5 点満点の場合	10 点満点の場合	15 点満点の場合
・優 (十分満足できる)	5 点	× 2	× 3
・良 (満足できる)	3 点	× 2	× 3
・可 (満足できるレベルよりやや劣る)	1 点	× 2	× 3
点			
・不可 (満足できない)	0 点	× 2	× 3

令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営に係る
業務の概要及び企画書作成事項

I 仕様書（骨子）

1 業務の目的

湖越しに富士山を望む景勝地として富士箱根伊豆国立公園の特別地域に指定されている田貫湖に来訪する利用者を対象として、田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス及び付帯施設（以下「自然体験ハウス等」という。）を拠点に自然とのふれあいを促進するための自然情報の提供や自然体験プログラムを実施し、利用者の環境保全への関心を高め、その行動を起こすための機会を提供するものである。

2 業務の内容

(1) 自然体験ハウスの開館日時

開館日数：276日（別紙1）

開館時間：9：30～16：30

開館日：開館日は別紙1のとおりとする。

休館日：その他、降雪等により開館が不可能であると判断される場合は、田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会担当者及び別途関東地方環境事務所が発注する「田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス維持管理業務」の受託事業者と協議の上、臨時休館日とすることができる。なお、緊急事態宣言等の発表等やむを得ない理由により発注者による閉館の措置がとられる場合は、適宜、田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会担当官と協議の上、閉館中においても代替業務を実施すること。

(2) 自然体験ハウスにおける館内業務

a) 窓口業務

館内の窓口（受付カウンター）において、館内展示及びふれあい体験プログラム等に係る照会等についての来館者対応を行う。

b) 館内における案内・解説業務

館内展示室等において来館者への案内及び解説等を行う。

c) 来館者向けアンケートの実施

来館者に対して自然体験ハウス等の施設や館内のサービス等に関するアンケート用紙を配布し集計する。

(3) 周辺地域の自然及び利用情報等の収集・提供等

田貫湖周辺の自然情報の調査を月2回程度行うとともに、来館者やふれあい体験プログラム参加者等に対して、田貫湖周辺の自然情報、自然保護活動の情報及び利用情報の提供を行う。

(4) 自然体験活動及び環境教育等の企画・実施

a) ふれあい体験プログラムの企画・実施

自然体験ハウス利用者に対し、1回30～60分程度で構成される自然体験活動及び環境教育等の参加費無料の活動プログラムを年間回数200回程度実施し、年間参加者数2,400人程度を目標とした成果をあげる。なお、上記のうち10回程度は田貫湖に宿泊を伴う利用者を対象としたものとする。また、プログラムの実施にあたっては、受付でプログラムの内容を利用希望者に説明を行うこと。

b) プログラムの評価

プログラムの実施後、参加者等を対象にアンケートを実施し、プログラム全体の評価を行う。

(5) 展示の企画・更新等

自然体験ハウス館内の展示物及び自然塾の遊歩道沿いにある野外解説板等について企画し、更新を30回程度行う。

(6) 広報及び普及宣伝

a) 広報誌及びチラシの制作・発送

自然環境や人間と自然との関わり等について紹介する広報誌（8ページ程度、年4回発行）の作成を行う。作成部数は1回あたり4,600部程度とし、プログラム参加者及び関係機関等への発送を行う。また、学校や行政、周辺観光施設の運営事業者等に事前体験ハウス等を紹介するチラシを2,000部程度印刷し、必要に応じて配布する。

b) ホームページの維持管理

ホームページ (<http://www.tanuki-ko.gr.jp/>) の維持管理を行う。更新内容は広報誌、自然情報の発信、プログラムの募集、実施報告等とし、ホームページ閲覧者に効果的な情報提供が可能となるよう適宜更新を行うこと。

c) メールマガジン等の発信

イベントや広報誌などの情報を伝えるメールマガジンやSNSの記事を制作し、月1回程度、配信する。

d) 他団体との活動交流・協力

自然体験を促すことを念頭に、周辺で活動している各種自然保護団体への活動協力をを行うとともに、学校や児童クラブ、子ども会、地域活動団体などと連携し地域学習の充実及び地元との連帯強化を図る。

(7) 安全対策の実施

「平成13年度田貫湖ふれあい自然塾体験活動にともなうガイドライン」に基づき安全の確保ができるよう、適切な安全対策を実施する。

(8) 田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会総会

田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会総会に出席し、(1)～(7)に関する取組みに関して、資料を作成した上で報告を行う。なお、当該資料の印刷については、本業務の対象外とする。

3 業務員の配置の目安

2に掲げる業務を実施するための業務員の配置の目安は繁忙期と閑散期を考慮した上で、開館日1日当たり平均2.5人程度である。

4 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 成果物

紙媒体：報告書1部（A4版50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等1式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会

5 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会が保有するものとする。

(2) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、田貫湖ふれあい自

然塾自然体験ハウス運営会が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、田貫湖ふれあい自然塾運営会担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 展示制作及び広報等にかかる事業費は600万円とし、最大限の提案を行うこと。この事業費については本契約とは別に提供されるが、田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会総会後に金額が確定するため、事業費が変動する可能性がある。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては田貫湖ふれあい自然塾運営会担当者の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

1 業務に対する理解度

田貫湖ふれあい自然塾における自然とのふれあい体験を通じて、自然を学び、楽しみ、環境保全への関心を持ってもらい、行動に結びつけてもらうために、重要と考える事項を別紙様式Aに従い記述すること。

2 業務実施方法等の提案以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

①令和8年度の自然体験活動プログラム実施計画を提案すること。

②令和8年度の展示制作の年間計画を提案すること。

3 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

4 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

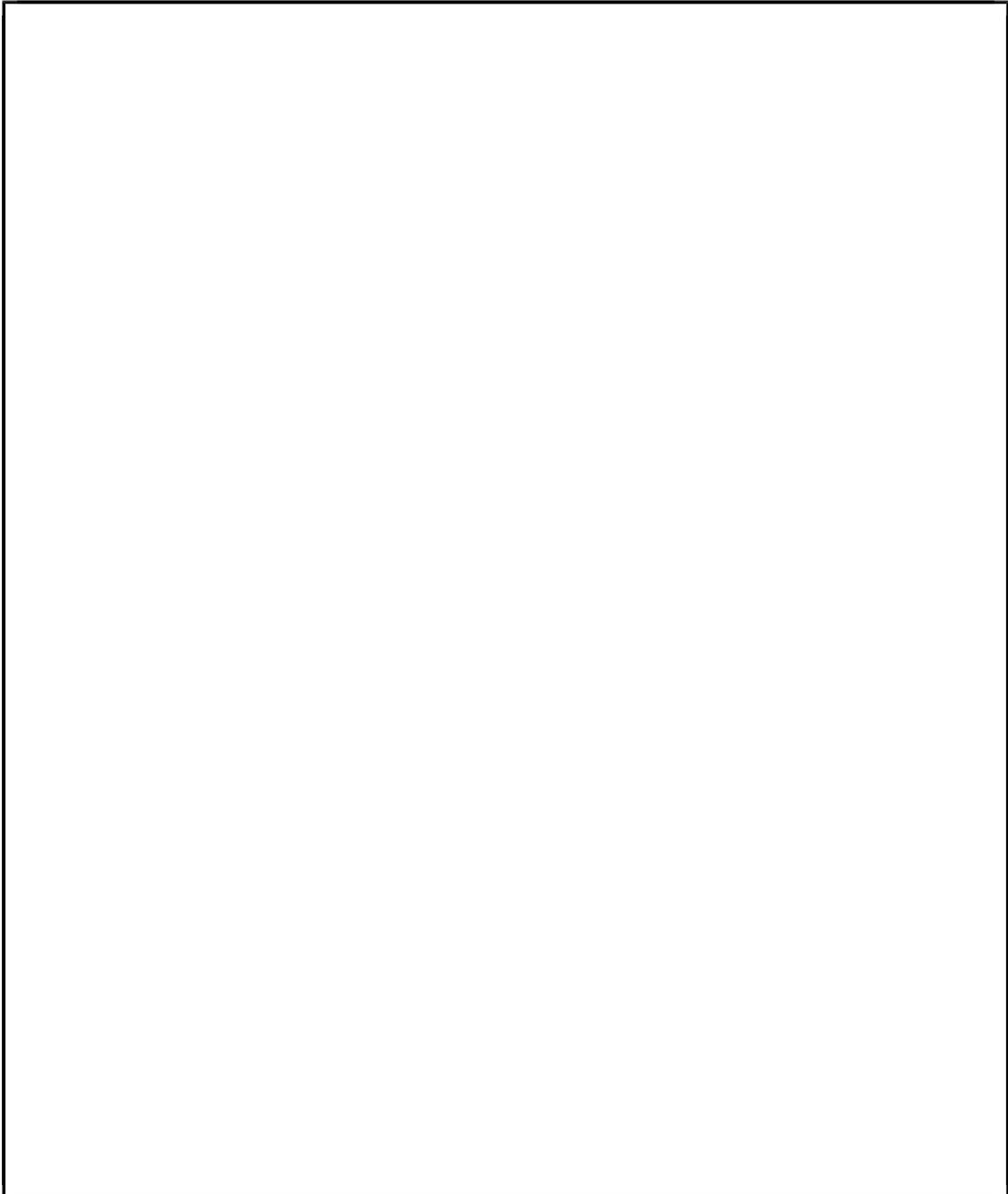
5 業務実績

過去10年以内における類似業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

別紙様式A

業務に対する理解度

田貫湖ふれあい自然塾における自然とのふれあい体験を通じて、自然を学び、楽しみ、環境保全への関心を持ってもらい、行動に結びつけてもらうために、重要と考える事項をご提案ください。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 自然体験活動プログラム実施計画

令和8年度の自然体験活動プログラム実施計画を提案して下さい。

2. 展示制作の年間計画

令和8年度の展示制作の年間計画を提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4版3枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

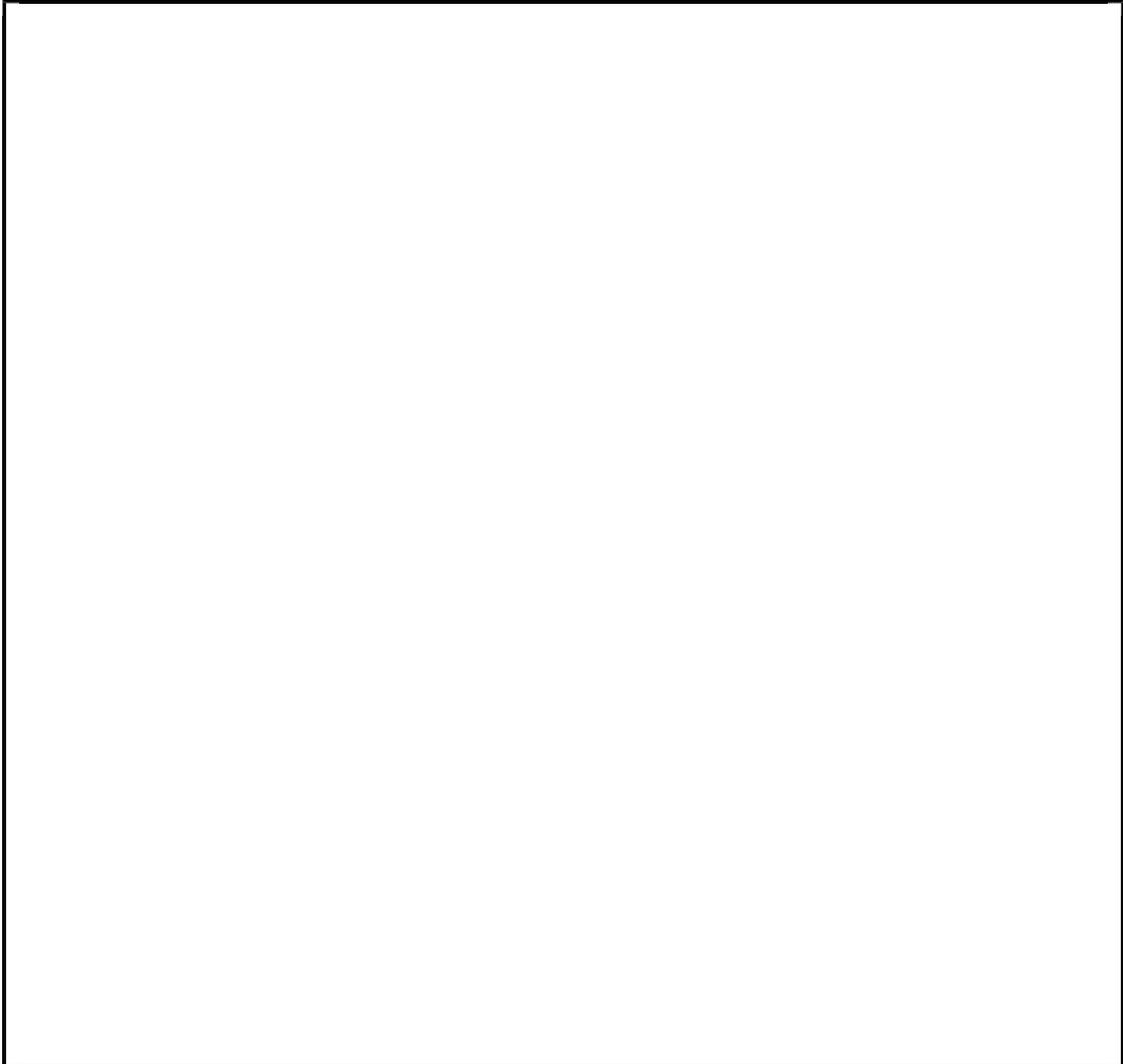
業務実施体制（配置予定管理技術者）管理技術者

氏名		生年月日	
所属役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数）	
			年（ ）年
学歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)		年月～年月（年ヶ月）	
2)		年月～年月（年ヶ月）	
3)		年月～年月（年ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：令和 年 月 日現在 件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格（技術士など）			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA 4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去10年間における類似業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所) (受託企業名) (受託形態)			
履 行 期 間			
業務の概要			
技術的特徴			
予定管理技術者の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。注2

業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。注4

業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

令和8年度 田貫湖ふれあい自然塾 開館日

2026年(令和8年)

4月 23日開館							5月 27日開館							6月 25日開館								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
				1	2	3	4						1	2			1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13		
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20		
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27		
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30						
							31															

7月 27日開館							8月 26日開館							9月 22日開館							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4						1			1	2	3	4	5	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				
							30	31													

10月 27日開館							11月 21日開館							12月 20日開館									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
					1	2	3			1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12			
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19			
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26			
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31					

2027年(令和9年)

1月 17日開館							2月 20日開館							3月 21日開館									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
						1	2			1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13			
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20			
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27			
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31						
						31																	

休館日等 凡例

月曜火曜定期休館	65日	祝祭日(開館日)
振替休館	9日	
スタッフ夏・冬休み	8日	
スタッフ研修日	6日	
休館日合計	= 88日	開館日 276日

- ・4～10月は月曜を、11月～3月は月曜及び火曜を定期休館日とする。
- ・祝祭日は休館日を設定しない。
- ・祝祭日等に開館する場合には、原則として翌日以降に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏期冬期休暇及び研修のため、4月、9月、12月、1月に臨時休館日を設定する。

(案)
契 約 書

田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会長（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）と「令和8年度田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス等運営業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（内消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（履行期間及び納入場所）

第3条 履行期間及び納入場所は次のとおりとする。

履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

納入場所 田貫湖ふれあい自然塾

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、4半期毎に業務報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

（契約金額の支払い）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

（仕様書等の変更）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第10条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第14条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会担当者等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

（違約金）

第12条 甲が前条の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（かし担保）

第13条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかきを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かきを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第14条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 静岡県富士宮市佐折 634-14
氏名 田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営会
会長 七目木 修一 印

乙 住所
氏名 印